

社会資本整備審議会 環境部会
建設リサイクル推進施策検討小委員会
交通政策審議会 交通体系分科会 環境部会
建設リサイクル推進施策検討小委員会
第 4 回議事録要旨（案）

日 時：平成 19 年 8 月 22 日（水）10：00～12：00

場 所：東海大学校友会館

議事要旨（案）

1．第 3 回合同会議を踏まえた修正点について

（建設発生土の有効利用、建設汚泥の再生利用について）

環境に影響を与える新材を利用するような事業者に対して何らかの規制が必要ではないか。（高戸委員）

（再生資材の調達について）

リユースできるものの実数値の把握、目標値の設定を検討できないか。（崎田委員）
政府自身が率先的に公共工事での再生資材の調達時に、促進する工夫ができないか。
例えば、再生資材の利用促進施策として、設計者の選定条件または施工者の「総合評価制度」の評価項目の 1 つとして追加することができないか。（野城委員）
再生資材の調達だけでなく発生抑制や再資源化を含めたライフサイクル全体を通して CO2 排出量について評価することが大切。（米谷委員）

（その他）

政府として何をするのかということに踏み込んで意思表示し、具体策を提示すべき。
（嘉門委員長、野城委員）

2．課題に対する検討の方向性について

（現場分別について）

発注者の意識向上、適正コストの負担、優良事業者に対する適正な評価が大切であり、このような好循環を明確かつ意識的に形成していくことが重要。（崎田委員）
現場で作業員の現場分別に関する教育が大変重要である。（米谷委員）
現行のままでは解体工事で排出された廃棄物を回収する資材メーカーは少ないと考えられるため、広域認定制度の活用について追加的検討が必要。（大塚委員）

（再資源化・縮減、適正処理の確実な実施について）

不法投棄防止のため、適正処理、再資源化の結果を行政に報告する仕組みにより、建設リサイクル法に基づく届出内容と相互確認できるような制度が必要（大塚委員、崎田委員）。

設計者が解体工事に関しても廃棄物発生量、最適な解体工事方法などを考慮して設計でき、価格の適正化が図られるよう業界をあげて取り組む必要がある。（村上委員）

再資源化・適正処理の促進のため、分別解体コストの明示、見積書の適正運用は重要であり、これらの促進策も必要である。（平田委員）

建材メーカーでもメーカー責任として、MSDSなどを用いて製品の情報管理を行い、過去の資材でも現場分別及び適正処理のために広域認定制度を有効利用しようという動きもある。このような動きを促進する施策も必要。(平田委員)

再資源化には地域的な需給バランスの不均衡の問題がある。(米谷委員)

排出事業者には廃棄物処理の法的責任が生じるため、優良な排出事業者の育成が重要である。(米谷委員)

広域認定制度の活用により、解体物の情報を最も有しているであろう資材メーカーで適正処理・処分されることが理想。(米谷委員)

小規模な解体工事の参考になるよう、解体プロセスを分かりやすく解説したものを国土交通省のサイト等で提供できないか。(野城委員)

電子マニフェストを活用しつつ建設廃棄物のトレーサビリティを確保するための仕組みが必要。(野城委員、米谷委員)

大規模な解体工事をする事業者には解体物がどこに行ったかということについての情報は自主的にでも提供してもらいたい。(野城委員)

(建設発生木材について)

サーマルリサイクルのみでなく、良質な木材をリユースしたり、再資源化したりすることも必要であり、全体的にバランスよく運用されるための目標値を掲げるべきである。(崎田委員)

地域的な需給バランスの不均衡により建設発生木材が再資源化されず縮減されている例がある。(米谷委員)

(その他)

分別解体工事には専門的技術が必要であり、解体工事専門業者の育成を切望する。現状では、解体工事と新築工事は一括発注であり、解体工事に関するコストは注視されない。解体業を確立することで、分離発注に関するコストの意識が高まる。(出野委員)

廃棄物処理法が改定されて中間処理業が確立されたように不法投棄の根絶、適切な業者育成のためには法整備の検討も必要ではないか。(嘉門委員長)

解体工事業者の登録制度については、建設リサイクル法制定時、暫定的な措置であったので、恒久的な制度の検討が必要である。(野城委員)

3. 今後のスケジュール

次回「第5回委員会」は、9月27日(木)13:00より開催する。